

静岡県資源管理方針（くろまぐろ（小型魚）のみ抜粋）

令和 2 年 12 月 1 日 制定
令和 2 年 12 月 25 日 改正・公表
令和 3 年 3 月 30 日 改正・公表
令和 3 年 6 月 30 日 改正・公表
令和 4 年 3 月 29 日 改正・公表
令和 4 年 10 月 28 日 改正・公表
令和 6 年 3 月 22 日 改正・公表
令和 7 年 3 月 21 日 改正・公表

（別紙 1－5）

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4 月から 7 月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号第 1（2）に掲げる漁業をいう。）及び静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろを採捕する定置漁業以外の漁業から沿岸くろまぐろ漁業を除いた漁業（大臣許可漁業を除く。以下「その他の漁船漁業等」という。）

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年の3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を

超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

4 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から7月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項第1号及び静岡県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年7月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

5 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(8月から11月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を
超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

6 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(12月から翌年の3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を
超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

2 同一の漁業に対して期間別に設定された管理区分の配分量の取扱いについて

いずれかの知事管理区分(漁獲可能期間が12月1日から翌年3月までの管理区分は除く)において、配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを当該管理区分と同じ漁業を対象とした翌期の管理区分に繰越せるものとする。

また、いずれかの知事管理区分(漁獲可能期間が12月1日から翌年3月までの管理区分は除く)における漁獲量の総量が当該知事管理区分に配分された数量を超えた場合には、当該知事管理区分と同じ漁業を対象に期間別に設定された知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、翌期の管理区分(翌期

の管理区分の配分量が超過数量に満たない場合には翌々期の管理期間の配分量）から超過分の配分量を差し引き、超過した管理区分に充当するものとする。

3 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

(1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚体サイズ（小型魚、大型魚）、採捕の種類（定置網、まき網、その他）及び採捕者の所属（員内、員外、県外）別に採捕数量を県に報告するものとする。

(2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合（以下「漁協」という。）、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日2.0トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。

(4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制（土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。）の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

(1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については静岡県旋網漁業者協会事務局（以下「県旋網事務局」という。））に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の報告を受けた漁協又は事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
------	---------

定置漁業	・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
一本釣り漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業等	・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数の抑制及び操業場所の変更を実施。

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

5 0歳魚の漁獲を増加させないための努力規定について

WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。